

# 各料金所個人別料金收受トランク他更新 仕様書

## 1 品名

各料金所個人別料金收受トランク他更新

## 2 数量

① 個人別料金收受トランク 38台

② トランク保管庫(10人用) 6台

※詳細については、以下5規格・品質のとおり

## 3 納入(設置)場所

①利府中料金所	1階(宮城郡利府町春日字山岸13-1)	トランク6台 保管庫1台
②松島海岸料金所	1階(宮城郡利府町赤沼字放森64-1)	トランク6台 保管庫1台
③松島大郷第一料金所	1階(宮城郡松島町初原字山下19-13)	トランク6台 保管庫1台
④松島大郷第二料金所	1階(宮城郡松島町初原字中田32-1)	トランク6台 保管庫1台
⑤松島北料金所	1階(宮城郡松島町根廻字桐田16)	トランク7台 保管庫1台
⑥鳴瀬奥松島本線料金所	1階(東松島市川下字内響132-26)	トランク7台 保管庫1台

## 4 納入期限

令和6年3月15日(金)

## 5 規格・品質

① 個人別料金收受トランク(基準品:ダイトウトランク NDR-450SP)

1) 外寸法 W396×D296×H80(mm)程度

2) 仕様 札押さえ用スプリング付

3) 数量 上記2 ①に同じ

② トランク保管庫(10人用)

1) 外寸法 W960×D380×H941(mm)程度

2) 仕様 天板1枚 側板2枚 底板1枚 裏板1枚 縦仕切板1枚 横仕切板8枚

3) 扉 取手付き(鍵式)10個

4) 質量 40(kg)程度

5) 数量 上記2 ②に同じ

6) その他 扉に貼付するネームホルダーは搬入設置時に現場で調整すること  
スチール製とすること

## 6 その他

- ①上記3①～⑥各料金所の納入予定場所には既に個人別料金收受トランク及びトランク保管庫が設置していることから搬出し処分することとし、その搬出処分に係るすべての費用を含むこと。
  - 1) 搬出し処分する個人別料金收受トランク 32台
  - 2) 搬出し処分するトランク保管庫
    - ・利府中料金所, 松島海岸料金所, 松島大郷第一料金所, 松島大郷第二料金所, 松島北料金所, 鳴瀬奥松島本線料金所 上記5 ② 同様 各1台 (全6台)
- ②物品搬出, 搬入及び設置にあたっては, 納入先の担当者の指示に従い必要な措置を適切に行い設置すること。(搬出, 搬入及び設置は平日とし, 隔日となる場合はすべて費用に含むこと。)また, 養生を行うこととし既存の施設及び備品等を損傷させることのないよう十分に注意すること。
- ③設置完了後には, 納入先の担当者に対し操作説明を実施すること。説明内容及び説明資料は, すべて受注者が準備すること。付属品がある場合は, 担当者に手渡すこと。
- ④受注者は, 検収後, 1年以内において購入物品の設計・材料・製造・設置方法に起因する不具合が発生したときは, 修理又は交換する責を負うものとし, その費用も受注者が負うものとする。ただし, メーカーが別に定めた保証期間が1年を超える場合にはそれを適用すること。
- ⑤この仕様書は, 各料金所個人別料金收受トランク他更新の納入(設置)のために定めるものであって, 記載のない一般的な事項については, 受注者においてすべて負担すること。